

北名古屋市 部活動指導ガイドライン

令和3年3月

北名古屋市教育委員会

目 次

はじめに	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 5
3 適切な部活動の運営と指導	… 6
(1) 適切な休養日等の設定	
(2) 休養日や活動時間を設定する際の配慮	
(3) 活動計画の作成	
(4) 保護者や地域との連携	
(5) 安全の確保と緊急時の対応	
(6) 体罰の根絶	
(7) 学校外での指導	
4 その他	…15

はじめに

- 部活動は、学習指導要領において学校教育の一環として位置づけられ、スポーツや文化芸術に興味・関心をもつ、同好の児童生徒の自主的・自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下、各学校で多様な活動が行われている。
- また、部活動は体力や技能の向上を図る目的以外にも、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、学習意欲を向上し、達成感や充実感を味わい、自己肯定感を育むなど、多様な学びの場として教育的意義が大きく、生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ基礎を培うという、重要な役割を果たしている。さらに、こうした教育的意義は部活動の充実のみで図られるのではなく、教育課程内の活動と関連を図る中でその教育効果が発揮されることに留意する必要がある。
- 一方で、「学校における働き方改革」の中で、長時間・長期間にわたる過度の練習や心身の健康障害、また、従来¹の精神論に基づく不適切な指導、勝利至上主義や体罰撲滅などは喫緊の課題である。
- こうした中、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年3月に、愛知県教育委員会は「部活動指導ガイドライン」を同年9月に策定・公表し、児童生徒にとってより効果的で、かつ持続可能な活動であるための総合的な指針を示した。また、同年12月には文化庁から「文化部活動ガイドライン」が公表された。
- このことを受け、北名古屋市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では平成29年3月に策定した「運動部活動での指導のガイドライン（北名古屋市版）」を見直し、国と県のガイドラインを参酌し「北名古屋市 部活動指導ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」を策定した。
- 本ガイドラインは、北名古屋市立小中学校の部活動が以下の点を重視して、学校・地域・競技種目等に応じた多様な形で適切に実施されることを目指すものである。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生き抜く力」を育む。
 - ・ 児童生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
 - ・ 学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 教員の長時間労働を是正するための働き方改革の一環として、国や県の方針を踏まえながら部活動の改革を実現していく。
- 市内各小中学校においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえた上で適切で効果的な指導を行い、児童生徒の健康でたくましい体や豊かな心が育まれることを願っている。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 市教育委員会は、国や県の部活動指導の方針を踏まえ、「本ガイドライン」を策定した。

イ 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動の顧問（以下「顧問」という。）は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。また、部活動に係る費用の概算を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を保護者に公表する。

エ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定、部活動費用の報告等が効率的に行えるよう、様式を別に定める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に活動ができるよう、適正な数の部活動を設置する。また、数年先までの生徒数の増減を考慮し、生徒や保護者、地域の合意形成を図りながら部活動の新設・廃止を計画的に実施する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し学校に配置する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務に関する規定(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、県教育委員会や市内各種団体と連携し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。また、顧問の複数配置や適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が充実した活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長と顧問は、部活動の緊急連絡体制を整備する。顧問が、生徒の携帯電話番号や電子メールアドレスなどの個人情報を取得することを禁ずる。

カ 市教育委員会は、県教育委員会や関係団体と連携を図り、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。

キ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」³を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

ク 部活動の目的は「勝つこと」ではなく「人間教育」であることを認識し、職員会議や顧問者会など学校組織全体で指導の在り方を考える。

＜参考例：複数顧問制による役割分担＞

- 一つの部活動に対して複数の顧問を配置し、顧問の交替で指導に当たったり役割を分担したりすることにより、活動や大会引率、事務作業等の顧問業務に関する負担を平準化し、多忙化解消につなげる。

【交替制指導の例】

- ・中学校での月間指導例（顧問A Bと部活動指導員Cの複数顧問配置の場合）
（ ）は指導時間

	月	火	水	木	金	土	日
第1週	A(2)	B(2)	A(2)	休養日	B(2)	C(3)	休養日
第2週	A(2)	B(2)	A(2)	休養日	B(2)	大会・コンクール	
						AC(6)	AC(6)
第3週	休養日	B(2)	A(2)	休養日	B(2)	C(3)	休養日
第4週	A(2)	B(2)	A(2)	休養日	B(2)	C(3)	休養日

顧問A：26時間、顧問B：16時間、部活動指導員C：21時間

【役割分担の例】

- ・顧問Aと顧問Bと顧問C（部活動指導員）の複数顧問配置の場合

顧問A	主に技術指導・引率業務
顧問B	主に事務業務
顧問C	主に休日の技術指導・引率業務

＜参考例：地域指導者の有効活用＞

- 必要に応じて部活動指導員や外部指導者等を効果的に活用する。
 - * 部活動指導員は、平成29年4月に学校教育法施行規則に位置付けられた、単独で部活動指導や大会引率等を行うことのできる学校の職員（市の非常勤職員）。北名古屋市では、平成30年度から運用開始した。
 - * 部活動指導員は、市教育委員会の指導者名簿登録者からも選出できる。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては本ガイドラインに則り、児童生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 顧問は、部活動が今後も教育的効果を持続的に発揮していくために、「量から質へ」、「指示から支援へ（コーチング）」⁴と、指導の在り方を見直していかなければならない。また、ペップトーク⁵等を活用し児童生徒の意欲を引き出す。

ウ 顧問は、部活動以外の学校生活においても児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、日々の活動状況を把握することで、児童生徒が発するシグナルを見逃さない。特に、部活動内での交友関係を観察し、学級担任や学年主任と情報を共有して、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決に努める。

エ 運動部の顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。そして、児童生徒の体力向上や、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ基礎を培い、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体⁶が作成する指導手引⁷を活用して適切な指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 愛知県教育委員会「部活動指導ガイドライン」P.12を参照

5 アメリカでスポーツの試合前に監督やコーチが選手を励ますために行っている、短い激励のスピーチを確立したコミュニケーションスキル

6 スポーツ競技の国内統括団体

7 競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの

3 適切な部活動の運営と指導

(1) 適切な休養日等の設定

ア 児童生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図るため、国や県のガイドラインを踏まえ、本市における部活動の休養日（活動しない日を含む。）及び活動時間等の基準は以下のとおりとする。

<小学校>

平日の活動は2日までとする。

- ・ 土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、原則、活動しない。ただし、運動部は2学期に限り、対外試合を含めて3回まで活動してよい。
- ・ 鼓笛部等が運動会で活動の成果を発表する場合は、運動部と同様に週末に活動してよい。
- ・ 平日の活動時間は5時までとする。下校時刻が5時より早くなる期間は、下校時刻までとする。また、週末は午前中の3時間以内とする。
- ・ 長期休業中は活動しない。

<中学校>

- ・ 週当たり、2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日を設ける。
- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・ 1日の活動時間は、下校時刻を考慮して平日は2時間程度、週末は3時間程度とする。なお、大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態を観察する。
- ・ 長期休業中の活動は平日のみとし、活動時間は3時間までとする。
- ・ 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。なお、学校閉庁日の期間は活動を中止とする。
- ・ 夏季休業中は熱中症予防対策のため、原則、午前中の活動とする。
- ・ 小中学校とも、年間を通して朝練習は行わない。

イ 市教育委員会は、上記基準のとおり定めた休養日および活動時間を踏まえて、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本ガイドラインに則り、3(1)アの基準を踏まえた各部活動の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(2) 休養日や活動時間を設定する際の配慮

ア 各種大会やコンクール等が開催される時期において3(1)ア基準以上に活動した場合には、休養日を他の日に振り替えたり、大会やコンクール終了後の休息期に休養日を十分に確保したりする。

イ 早朝練習は行わない

本市では過去に、部活動の早朝練習中に事故が発生し、尊い命が失われた。このことを教訓に、本市では早朝練習を実施していない。

<突然死の発生は午前中が多い>

- ・ 学校管理下における児童生徒の死亡事故の約半数は突然死である。
- ・ 突然死総件数の約半数は、部活動中である。
- ・ 突然死の発生は約半数が午前中である。(午後：約 30%、夕方：約 20%)

ウ 活動時間については、日没時刻等を考慮し、児童生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。不審者への対策として複数で下校させたり、帰宅が遅くなる時は事前に保護者に連絡したり、場合によっては迎えを依頼したりするなど、きめ細やかに対応する。

(3) 活動計画等の作成

顧問は、以下の内容に留意し、1(1)イに掲げる「年間・月間活動計画」及び「部活動費用の報告」を別添の様式で作成する。

ア 児童生徒が「部活動漬け」にならず、学習時間や、家庭や地域で様々なことを経験する時間を確保できるよう、生活時間全体を見通すとともに、発達段階に応じた活動計画を立案する。

イ 児童生徒のスポーツ障害の防止や疲労回復、教職員の長時間労働解消のためにも積極的に休養日を設ける。また、中学校の大会が終了したならばらくの間休息期を取り入れるなど、活動内容にメリハリをつける。

ウ 各種大会やコンクール等への参加・出場等については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、大会等の主催者や意義等を考慮し、可能な限り精選するとともに、各部活動の年間計画に明確に位置付ける。

＜参考例：年間活動計画＞

	学校行事	参加予定大会	備考
4	入学式・始業式 部活希望調査・1年体験入部	24、25 春季地区大会	練習会
5	体力テスト・中間テスト 1年部活仮入部・本入部	中旬 <u>春季愛日大会</u> (勝ち上がれば)	主催 連盟
6	野外学習・修学旅行 期末テスト	上旬 市民大会	主催 市スポーツ協会
7	個人懇談会 終業式	3、4 支所大会 17、18 <u>愛日大会</u> (勝ち上がれば)	
8	職場体験学習	上旬 <u>県大会</u> (勝ち上がれば)	
9	始業式 体育大会	上旬 市民大会 中旬 支所新人大会	
10	中間テスト 文化祭	下旬 <u>愛日新人大会</u> (勝ち上がれば)	主催 連盟
11	学校公開日・進路説明会 期末テスト		主催 市スポーツ協会
12	個人懇談会 終業式		
1	始業式 学年末テスト(3年)		
2	学年末テスト(1・2年) 卒業生を送る会	下旬 1年生大会	練習会
3	卒業式 修了式		
<p>活動日：月・火・水・金・土 休養日：木・日・テスト週間・学校行事等 活動時間：夏季は16:00～18:00、冬季は15:30～17:00頃(下校時刻まで) ※ 活動日時は、大会や練習試合等により変更となる場合があります。 ※ 大会の日時は決まりしだいお知らせします。</p>			

＜参考例：月間活動計画＞

日	曜	活動時間	場 所	活動内容	備 考
1	月	中止	(中間テスト)		
2	火	中止	(中間テスト)		
3	水	16:00～18:00	本校	練習	
4	木	16:00～18:00	本校		
5	金	16:00～18:00	本校	練習	
6	土	休養日			
7	日	8:30～12:00	A中学校(3年)	練習試合	1・2年校内練習
8	月	中止	(学校訪問)		
9	火	16:00～18:00	本校	練習	
10	水	16:00～18:00	本校	練習	
11	木	16:00～18:00	本校	練習	
12	金	16:00～18:00	本校	練習	
13	土	9:00～12:00	本校(B、C中学校)	練習試合	
14	日	休養日			
15	月祝	13:00～16:30	D中学校(2・3年)	練習試合	1年校内練習
16	火	16:00～18:00	本校	練習	
17	水	16:00～18:00	本校	練習	
18	木	休養日			
19	金	16:00～18:00	本校	練習	
20	土	8:30～12:00	対戦校・会場未定	練習試合	
21	日	休養日			
22	月	16:00～18:00	本校	練習	
23	火	16:00～18:00	本校	練習	
24	水	16:00～18:00	本校	練習	
25	木	16:00～18:00	本校	大会直前練習	
26	金	16:00～18:00	本校	練習・ミーティング	
27	土	8:00～16:00	健康ドーム	〇〇大会	団体戦
28	日	8:00～16:00	健康ドーム	〇〇大会	個人戦
29	月	振替休養日	(25日分)		
30	火	振替休養日	(28日分)		
31	水	16:00～18:00	本校	練習	

エ 部活動に係る費用について

(ア) 部活動に係る費用については、顧問が年度当初に概算をまとめ、管理職に相談・報告し、保護者に説明する。

(イ) 学校で購入する物品については、学年費と同様に領収証などの証拠書類を大切に保管するとともに、長期にわたって現金を管理しない。

(ウ) 家庭への負担を考慮して、出費は必要最低限にするよう心掛ける。

<参考例：部活動費用>

〇〇部（女子）活動費用の概算

顧問氏名 △△ △△

1年	用具等	概算	支払い予定業者等	備考
1	ラケット	5,000円	各自で	
2	ボール（1個）	300円	//	
3	シューズ・シューズ袋	7,000円	//	
4	ユニフォーム上下	12,000円	A運動具店	
5	帽子	2,000円	各自で	希望者のみ
6	練習着（Tシャツ）	1,500円	B運動具店	//
7	ウインドブレーカー上下	8,000円	//	//
合計	すべて購入 （必要なもののみ購入）	35,800円 （24,300円）		

2年	用具等	概算	支払い予定業者等	備考
1	個人登録費	1,000円	県〇〇連盟	希望者のみ
2	練習試合交通費	2,000円	M電車・地下鉄	//
3	シューズ等の買い替えは各自で			
合計		3,000円 （0円）		

3年	用具等	概算	支払い予定業者等	備考
1	個人登録費	1,000円	県〇〇連盟	希望者のみ
2	練習試合交通費	1,000円	M電車・地下鉄	//
3	シューズ等の買い替えは各自で			
合計		3,000円 （0円）		

(4) 保護者や地域との連携

ア 部活動は学校教育の一環として行われており、日常の教育活動や学校行事などと同様に保護者の理解を得る必要がある。活動にかかる費用や食事、休養、睡眠などの面からも保護者の援助や協力が不可欠であるため、日頃から信頼関係を構築することが大切である。

イ 地域の協力者を発掘・活用するためには、学校は積極的に地域社会との連携・協働に努めなければならない。また、学校における働き方改革の実現に向けて、地域の外部指導者を有効活用する。

活用にあたっては、部活動が学校管理下で行われる教育活動であることを踏まえ、運営方針等について理解を得た上で、適切な指導に当たるよう働きかけるとともに、顧問との意思の疎通を図る。

ウ 市教育委員会及び校長は、市スポーツ協会及びふれあいスポーツクラブなど地域スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備を進める。

エ 部活動を通しての小中連携や中高連携を推進する場合は、自己有用感や教育活動の連続性を高めるなど、目的を明確に実施する。

(5) 安全の確保と緊急時の対応

ア 安全の確保

(ア) 顧問は、活動を始める前に児童生徒の健康観察を行い、体調の優れない者に対して適切に指示するなど、健康・安全に対して注意を促す。また、個に応じた指導も含めて、計画的に指導していく。

(イ) 活動場所の施設・設備等については、常にその状態を点検・把握するとともに、異常箇所を発見したら早急に対応して、事故防止に努める。また、安全点検の実施にあたっては児童生徒の意見も聞き、児童生徒の視点から危険が感じられる箇所についても一緒に点検し、児童生徒の安全に関する意識を高める。

(ウ) 遠くても落雷を確認したら、屋外の活動は中止して安全な場所に避難する。

(エ) 熱中症は、だれもが発症する可能性があり、発症すると死につながるケースもあるが、予防ができることを強く認識する。こまめに水分や塩分を補うだけでなく、活動前・活動中に暑さ指数を計測して、熱中症予防運動指針に従って活動し、熱中症の予防に努める。

＜運動に関する指針＞

暑さ指数（気温）	熱中症予防運動指針
WBGT31℃ （気温 35℃）以上	特別の場合以外は、 <u>運動を中止する</u> 。
WBGT28～31℃ （気温 31～35℃）以上	激しい運動や持久走など、体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり、水分・塩分を補給する。 体力の低い人や、暑さに慣れていない人は運動中止。
WBGT25～28℃ （気温 28～31℃）以上	積極的に休息をとり、適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきぐらいに休息をとる。

- ・ 活動を始める前に、指導者が参加者全員の表情を目視しながら健康観察を行い、体調の悪い者はその程度によって、帰宅・見学・別メニュー等を指示し、無理をさせない。特に、肥満傾向の者は、健康であっても活動中は注意して観察する。
- ・ 体調不良などを申し出やすい雰囲気づくりに努める。
- ・ いつでも休息や応急処置ができるよう、日陰やエアコンの効いた部屋を準備しておく。
- ・ 十分な睡眠と栄養の摂取を、児童生徒だけでなく家庭にも啓発する。

(オ) 食事直後の運動により、アナフィラキシー・ショックが起きる場合があるため、朝一番の活動や昼食後の活動においては十分注意する。

(カ) 既往症がある児童生徒の保護者とは、活動に対する配慮事項を確認するとともに、日頃から連絡を取り合う。

(キ) サッカーゴールやソフトボール用バックネット、移動用防球ネット等の杭の打ち方や、バレーボールやテニス支柱のネット巻き取り機の使い方などを丁寧に説明し、事故の未然防止に努める。特に、小学校では児童に任せきりにせず、顧問の立会いのもと安全に取り扱う。

(ク) 事故防止に関する校内研修を定期的実施する。

- ・ 事前の「リスクマネジメント」に関する内容
事故統計や事故事例、事故災害情報を活用した安全な環境整備など
- ・ 事後の「クライシスマネジメント」に関する内容
心肺蘇生法、AEDの設置場所・使用法、緊急連絡方法など

イ 緊急時の対応

(ア) 校内外で事故が発生したときの、緊急連絡体制を整備する。

- ・ 職員室に事故の報告をする前に、事故対応（応急処置）に取りかかる。
- ・ 事故対応（応急処置）、職員室や保健室への連絡、AEDの運搬、救急搬送（医療機関）の連絡、他の生徒の指導、保護者への連絡、救急車の動線の確保と誘導等の役割分担を行う。特に、学校外での事故発生時は、近くにいる人に協力を求める。
- ・ 可能な限り、救急搬送の連絡は事故現場から行い、救急救命士からの電話での指示に従いながら適切な事故対応を行う。

(イ) 週休日等に発生した事故は、速やかに管理職と市教育委員会に第一報が入る体制を整える。

(ウ) 事故に関係する児童生徒の保護者には、丁寧に状況の説明をする。

(エ) 事故後に、管理職と顧問により事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について検証するとともに、再発防止策を早急に講ずる。

(オ) 常に危機意識をもち、最悪を想定して、最善で臨む。

(6) 体罰の根絶

体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合も許されない。これらは「暴力」であり、「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという、誤った認識は厳に改めなければならない。

ア 体罰等の禁止

(ア) 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されており、指導に当たっては、児童

生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は、いかなる理由があっても絶対に許されない。

(イ) 校長及び顧問は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要である。

(ウ) 「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」とをしっかりと区別し、学校全体で体罰を根絶する。

イ 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

※ 「運動部活動での指導のガイドライン（北名古屋市版）」より

(ア) 殴る、蹴る等。

(イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

<例>

- ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で、水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を、打突することを繰り返す。

(ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

(エ) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

(オ) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

(カ) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(7) 学校外での指導

- ア 練習試合や大会など、学校外の会場へ児童生徒を引率する場合は、実施日や場所、引率方法、参加者氏名等について、事前に対外試合届により校長の承認を得る。(校長の許可なく顧問が個人的なつながりで交流する場合や、顧問が引率しない場合は、部活動として認められない。)
- イ 会場までの移動は、徒歩または公共交通機関、貸し切りバス、公用車などを利用すること。自家用車やレンタルしたマイクロバス等、教職員や保護者が運転する車で児童生徒を移動させてはならない。
- ウ 中学生は自転車の使用を認めるが、ヘルメットを着用させ、参加者を絞るなどして顧問が引率指導しながら安全に移動する。また、自転車での移動は近隣の市町までとし、遠い場所へは公共交通機関を利用する。
- エ 学校外の会場に出向く際には、挨拶することを始め公共のマナーを学ぶ機会でもあることを意識させる。
- オ 県外の会場での合同練習や練習試合に参加することは認めない。また、小学校の合同練習や練習試合は近隣の学校と行う。
- カ 顧問や外部指導者は、夜間や休日に保護者が用意した会場での指導の要請を受けても、これを承諾してはならない。
- キ 校長及び顧問は、保護者に対して自転車保険の加入を奨励する。

4 その他

- ・ 今後、国や県などの動きを注視し、毎年、本ガイドラインの見直しを図る。
- ・ 教員の働き方改革の一環として、小学校の部活動は、令和3年度から新規の部員募集をしない。令和4年度末をもって、小学校の部活動を終了する。
- ・ 中学校の部活動は、県の方針を踏まえながら地域スポーツへの移行に向けて、段階的に推進していく。